

2025 年度 奈良県看護学会 演題登録要綱 (2025.6 改訂版)

1. 演題登録資格

- 1) 筆頭研究者 (発表者) …奈良県看護協会の会員であること。
- 2) 共同研究者……………奈良県看護協会の会員であること。
看護職以外は、非会員でも共同研究者としての資格を有する。

2. 登録受付要件 (以下をすべて満たしていること)

- 1) 未発表の演題であること (他学会、研究会および出版物等に発表・投稿していないもの)に限る。施設内発表はこの限りではない。
- 2) 行った倫理的配慮が記載されていること。
- 3) 看護職の免許取得後に行われた研究であること。
- 4) 本要綱に則って作成されていること。

3. 発表形式

口演とポスターの形式がある。

登録時にどちらかを選ぶことができるが、最終的な決定は奈良県看護学会長に一任する。

4. 演題登録方法

- 1) オンライン研修システム「manaable(マナブル)」内『2025 年度 奈良県看護学会 演題登録』
(<https://nara-kango.manaable.com/login/5803edf0-a2ca-4646-be13-209f206c85f5/detail>)
から、書類①「演題登録申込書」、書類②「抄録原稿フォーマット」をダウンロードし作成。
同ページ右上「研修を申し込む」より書類提出画面にすすみ、書類①②をアップロードする。
- 2) 応募期間：2025 年 5 月 12 日 (月) ～7 月 15 日 (火) 13:00 必着

5. 研究倫理・倫理的配慮について

1) 倫理的配慮について

「日本看護学会学術集会 演題登録規定 2025 年度版 ([abstract-regulations.pdf](#))」に準じる。

- (1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (令和 3 年 3 月 23 日制定)」にある「人を対象とした研究」である場合、研究倫理審査を受審することが必須となる。研究倫理審査を受審した場合、抄録中に承認番号を必ず記載する。指針の対象外で受審しなかった場合も、研究・報告の過程で行った倫理的配慮は抄録内に記載する。

例) A 病院の研究倫理審査委員会の承認を得た (承認番号 A-〇〇)

例) 対象者には個人が特定されないよう匿名化することと情報の管理について、また、学術集会で症例報告として発表することを書面で説明し、同意をもって同意を得た。

- (2) 所属施設に倫理審査委員会がない場合は、奈良県看護協会の倫理審査委員会で審査を受けること。前月末日申請締め切り、当月上旬の委員会で書面審査される。当月 15 日までに書面で結果通知される。ホームページ参照のこと。

6. 抄録作成時の注意点

1) 表題・副題

簡潔明瞭に抄録内容を表すものとし、表題・副題は合わせて全角 60 字以内とする。

2) キーワード

3 つ以上 5 つ以内とする。

3) 所属施設名、氏名

所属施設名のみとし、部署名は不要とする。また、略さず正式名称を登録すること。

所属施設が教育機関の場合、学科までの記載とする。

複数施設の場合は、氏名の肩に番号を付与し、施設名の前に番号を入れる。

発表者名の前に○をつける。

4) 抄録本文：A4 1 枚 1200 字程度

(1) 抄録は文章のみとし、図表の登録はできない。

(2) 研究報告の「項目立て」は【緒言】【目的】【方法】【倫理的配慮】【結果】【考察】【結論】、実践報告は【背景】【目的】【実践内容・方法】【倫理的配慮】【結果】【考察】【実践への示唆・課題や展望】の全てを使用し、必要な内容を記載すること。利益相反については【倫理的配慮】に含めて記載する。

(3) 文章は和文、新仮名づかいを用いること。外国語はカタカナ表記、外国人名や日本語訳が定着していない学術用語等は原語で表記すること。英文、アラビア数字は半角とする。

(4) 引用文献の記載は不要とする。

(5) 誤字、脱字に注意すること。

5) 研究対象施設や対象者の特定を避けるため、名称などの表記に注意すること。

(1) 「当院」「当病棟」等の記載はせず、「A 病院」「A 病棟」など匿名化すること。

(2) 氏名や県名はイニシャル表記をしないこと。

例) N. A 氏→A 氏、奈良県→A 県

(3) 患者の病歴や経過などの日付表記は、特定できない表記を考慮すること。患者の氏名、住所、診療 ID 及び患者の特定につながる場合は、役職や診療科なども記載しないこと。

(4) 研究または実践対象者への介入時期特定を避けるため、介入に関する年月の表記は一部伏せる。例) 「202X 年 4 月～202X 年 3 月」「202X 年 3 月から 4 月」

7. 抄録選考

採否結果は、manaable 個人設定に登録のメールアドレスあて通知する。

修正が求められた場合は、コメントに従い修正し、指定日時までに再登録を行うこと。

抄録選考基準

採択	抄録選考基準 A、B、C、D 全てを満たしている
保留 (修正抄録で 採否を決定)	抄録選考基準 A～D に不足があり、容易に修正が可能である
不採択	抄録選考基準 A を満たしていない

「日本看護学会学術集会 演題登録規定 2025 年度版」(一部引用・改変)

初回選考における総合判定基準

研究報告の選考基準	内容
A. 新規性および意義	看護実践に意味のある知見および研究の新規性が明確に示されている。
B. 倫理的配慮	倫理的配慮が適切に行われている。
C. 論理の一貫性	目的から結果・考察までに一貫性がある。 研究目的を明確に示している。 分析方法を適切に示している。 事実を客観的に示している。 得られた結果に基づいた解釈をしている。
D. 構成の適切性	演題登録要綱に沿って形式を整えている。

実践報告の選考基準	内容
A. 看護の視点	看護実践に意味のある事実や知見が示されている。
B. 倫理的配慮	倫理的配慮が適切に行われている。
C. 論理の一貫性	目的から結果・考察までに一貫性がある。 実践のねらいを明確に示している。 実践内容（手順・過程や成果）を明確に示している。 事実を客観的に示している。 得られた結果に基づいた解釈をしている。
D. 構成の適切性	演題登録要綱に沿って形式を整えている。

8. 抄録査読のプロセス

1) 演題登録内容の修正

内容等に不備があり奈良県看護協会事務局より連絡を受けた場合は、速やかに修正し再提出のこと。

2) 初回選考

「7. 抄録選考」に沿って査読者が選考を行う。その後、奈良県看護協会役員にて再選考を行う。

選考結果および査読者からのコメントに関して異議申立がある場合は、選考結果公開後1週間以内に奈良県看護協会事務局に申し出を行うこと。

2) 再選考

初回選考結果が「保留」の者は、学会選考委員のコメントに沿って抄録を修正し、再提出をする。

(修正がされない場合は不採択となる)

3) 通知方法

選考結果や不備等は、manaable 個人設定に登録のメールアドレスあて通知する。

4) 著作権

奈良県看護学会抄録集に掲載された著作物の複製権、公衆送信権、二次的著作物利用権、譲渡権等は奈良県看護協会に譲渡されたものとする。(著者自身の権利を拘束するものではない)

9. 抄録集の電子化

電子化された抄録集をオンライン研修システム「manaable」に掲載する。

10. 演題登録チェックリスト（提出の必要はありません）

チェック項目	チェック
演題登録要綱を確認しました。	
筆頭研究者、看護職共同研究者は奈良県看護協会会員です。	
未発表の演題です。	
所属施設名は略さず、正式名称です。	
必要な倫理的配慮について記載をしています。	
「当院」「当病棟」等の記載をしていません。	
氏名や県名をイニシャルで記載していません。	
病歴や経過などの日付を特定できる記載にしていません。	
患者氏名、住所、診療 ID 等の情報を記載していません。	
許諾が必要な尺度等を使用した場合、使用許諾は得られています。	
表題・副題は合わせて全角 60 字以内です。	
抄録本文へ筆頭研究者名、所属等を記載していません。	
「項目立て」に沿って必要な内容を記載しています。（下記参照） 研究報告：【緒言】【目的】【方法】【倫理的配慮】【結果】【考察】【結論】 実践報告：【背景】【目的】【実践内容・方法】【倫理的配慮】【結果】【考察】 【実践への示唆・課題や展望等】	
誤字・脱字はありません。	